
令和7年12月25日付け本市職員の懲戒処分

掛川市職員の懲戒処分等の公表は、「掛川市職員の懲戒処分等の指針」に基づき、「掛川市職員懲戒等審査委員会」を開催し、懲戒処分後に公表することを基本としています。

この度、掛川市が事務局を務める「島田・磐田間バイパス建設促進期成同盟会」及び「県道大須賀掛川停車場線整備促進期成同盟会」の預り金の私的流用及び公文書の不適正な取扱いが発覚した事案に対し、「掛川市職員懲戒等審査委員会」を開催し、令和7年12月25日付で、地方公務員法第29条に基づき、懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

【事案】

所属名・職位	都市建設部土木防災課・主任
年齢・性別	34歳・男性
処分内容	免職
処分年月日	令和7年12月25日
事案の概要	<p>当該職員は、法令違反となることを認識しながら、令和4年度から令和7年度の間、掛川市が事務局を務める「島田・磐田間バイパス建設促進期成同盟会」及び「県道大須賀掛川停車場線整備促進期成同盟会」の預り金約110万円を着服し私的に使用したほか、不正の発覚を恐れ、通帳の改ざん行為や関係資料等の偽造を行った。</p> <p>当該職員の行為は、市や職員に大きな損失を与え、市に対する市民の信用を著しく損なわせる結果を招いた。</p>
監督責任	<ul style="list-style-type: none">・都市建設部長（57歳・男性） 訓告・都市建設部都市政策課長（事案当時の都市建設部基盤整備課長・57歳・男性） 減給（10分の1）1か月・上下水道部長（事案当時の都市建設部基盤整備課長・57歳・男性） 減給（10分の1）1か月・都市建設部都市政策課主幹兼係長（事案当時の都市建設部基盤整備課主幹兼係長・55歳・男性） 減給（10分の1）2か月・都市建設部土木防災課長（52歳・男性） 口頭による厳重注意・都市建設部土木防災課係長（48歳・男性） 口頭による厳重注意